令和６年　第９回教育委員会会議録

令和６年９月２５日（水）

甲州市教育委員会

第９回教育委員会　会議録

日　時　　令和６年９月２５日（水）（午前９時３０分から）
場　所　　甲州市役所　第二会議室

一　出席した委員は次のとおりである。

教育長	小林俊彦	職務代理	加藤幸夫
委員	田口由季	委員	依田智子
委員	永田清一		

一　欠席した委員は次のとおりである。
（なし）

一　出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清水　修	教育総務課Ｌ	丸田美津恵
教育総務課Ｌ	窪川はづき	生涯学習課長	小林好彦
生涯学習課Ｌ	土屋典子	指導主事	那須栄樹
指導主事	堀井ますみ	教育総務課Ｌ	高石宏満
事務担当	望月仁美		

一　欠席した者は次のとおりである。
（なし）

一　会議に付された案件は次のとおりである。
日程第１　教育長諸般の報告について
日程第２　議案第２１号　甲州市指定文化財の指定について
日程第３　秋季教育委員会学校訪問について

教育長　　ただいまから、甲州市教育委員会９月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は４名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に田口委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

［日程第1］

教育長　　私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長　　それでは、日程第１については、以上で終わらせていただきます。

［日程第2］

教育長　　日程第２　議案第２１号　甲州市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長　　よろしくお願いいたします。議案第２１号甲州市指定文化財の指定についてご説明をいたします。まず文化財保護法では第８２条第２項において地方公共団体は条例の定めるところにより、当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じることができるとしております。甲州市文化財保護条例第４条第１項で教育委員会は文化財のうち重要なものを甲州市指定文化財に指定することができると規定をしております。これらの法律及び条例に基づきまして、本日市の文化財として、指定をお願いいたしますのは今の教育長のお話も出てきましたけれども、ケカチ遺跡出土和歌刻書土器附同竪穴建物跡出土品１６点ということになります。内容につきましてはお手元の資料をご覧いただきたいのですが、通し番号通しページをつけてなくて申し訳ございません。途中からページがついてるページがありますけれども、資料１と書いてあるところですね。その１ページ前、これがあの調査表の表紙にあたりますので、まずはここをご覧いただきたいと思います。甲州市文化財調査表というところになります。名称につきましては、ケカチ遺跡出土和歌刻書土器附同竪穴建物跡出土品１６点でございます。文化財の種類につきましては考古資料ということで、品数は１７点、和歌刻書土器とその他の１６点で合計の１７点ということになります。所有者につきましては、市の道路の工事の関係で出てきたものでありますので、現在の所は甲州市となっております。所在地は、塩山上於曽１０８５番地１と甲州市役所本庁舎の地番をつけています。詳細につきましてはこれ以降のページに出てきますけれども、この調査を行ったのは、小野正文他とありましたけれども、市の文化財担当である小野指導監が調査を行ったものでございます。次のページ資料１の方をご覧いただきたいと思います。前の方は今説明した通りですけれども、真ん中の漢数字の５番調査物件というところがあります。こちらをご覧いただきたいと思います。ここには和歌刻書土器が出土したＳ、ＳＩ２２竪穴建物跡の出土品を調査物件とし、出土品は概ね二時期に分類されるとされております。で、その下の（１）がその具体的なものになります。まず（１）の和歌刻書土器１点、これにつきましては、まず大きさですね。種別は土師器の皿で、口径１１．７ｃｍ、底径６．０ｃｍで器高が２．６ｃｍ、口縁部が一部欠損をしておりますが、内面に焼成前に和歌がヘラ書きされたものということでございます。資料の１番後ろのページの前のページ、後ろから２番目のページに、拡大した写真が添付してあります。上段下段で

下側が発見された道路の形で、左下がちょっと欠けていますけれどもここはあの後で修復して今は完全な形になっています。それから先ほどの資料１のところ１ページをご覧いただきまして、（２）の附けたり１６点のところですけれども、この附けたりというのはですね、文化財を指定する際に、文化財本体に関連する物品や資料等を本体と合わせて文化財と指定するものを附けたりと言うそうです。今回は和歌刻書土器と同じ遺跡の上層から発掘された土師器の坏やお皿などのほか、竪穴建物などの下層の方のから出土した土師器の坏の他、須恵器の鉢や坏、同じく須恵器の二面硯ですね。それから金属製品の鉄鏃矢じりや、鉄製の錘など合計１６点が、同じ遺跡から出てきたということで、詳細につきましては先ほどのカラーページの一番後ろのページに、並んだものが写真で掲載をしております。これら１７点は同じケカチ遺跡から出土したというもので、上層と下層で年代の違いがございますが、いずれも関連があるということで、附けたりとして、今回同時に指定をお願いするものであります。先ほどの資料１の３ページの真ん中です。漢数字の六、沿革というところになります。ここも、かいつまんで説明をさせていただきたいと思います。まず（２）所在地、どこから出てきたかということで、甲州市塩山下於曽と熊野のちょうど境ということで、地籍上は熊野に属する道になります。調査の概要としましては、市道下塩後２２号線の建設工事の事前調査ということで工事をする前に、発掘調査を平成２７年と２８年の２度にわたり実施をし、その２８年の２度目の調査において、和歌刻書土器が出土をいたしました。調査の結果この土地に奈良平安時代の竪穴建物が見つかり、ここから多くの土器などが出土したものであります。位置関係についてはこの資料の中に、地図ですね、図面も掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。場所はあの２２号線ということでケーズ電機のところから重川の方に向かっていくと信号、布団屋さんのところの信号のその先の辺りが、出土した場所ということになります。その他詳しい経過などは資料に記載をしておりますけれども、和歌刻書土器の出土以降、多くの学者等の調査、研究、またシンポジウムなど通して、これらの出土品の年代や歴史的背景、価値などが明らかにされ、今回、指定をお願いすることになったものであります。今回出土品のメインであります和歌刻書土器に刻まれた和歌については、文字は判読されているのですが、その現代語訳に２通りの解釈があるということで、それもこの資料の中には記載をしております。６ページ、７ページになります。これいずれも研究者、著名な研究者の解釈でどちらが正しいかという確証は今のところ得られておりませんので、それについては今後の研究あるいは資料等を待つということで、市としては現時点では両論併記のスタンスでどちらも可能性があるという形にしております。市の文化財指定にあたりましては甲州市文化財保護条例の第１９条におきまして、教育委員会は市定文化財の指定及びその解除については、教育委員会の付属機関である文化財審議会に諮問しなければならないということで先ほど教育長のお話の中にも出てきましたとおり、８月２７日に文化財審議会を開催いたしまして、これの規定について諮問を行い、９月１０日付けで審議会の方から市文化財としてふさわしいという内容の答申をいただいたものであります。それにつきまして今回の資料の２ページ以降に先に答申がありますけれども諮問を行い、答申をいただいたという形になっております。お願いする文化財につきましては最初にお話しした通りケカチ遺跡から出てきた和歌が刻書された土器と、同じ遺跡から出てきた附けたり、竪穴建物跡出土品１６点ということで計１７点を文化財に指定をしていたいくということでお願いをしたいと思います。説明は以上です。よろしくお願いします。

教育長　　それでは、生涯学習課長より日程第２議案第２１号について説明がありましたが、何かご質問等ありますか。

永田職務代理　　すごいですね。Ａ案、Ｂ案っていうのは、専門家がそう読むのでしょうけど、すごいもんで

す。このまま出てくるとはね。まだ直で見れないですよね。

生涯学習課長　今は県立博物館にしまってあります。レプリカが教育長室にあります。補足ですけれども、県も当然この出土品についてはその価値を認めておりまして、市が指定になりましたら、市が申請する形で県の文化財としての申請を出してくださいという話になっています。国の指定になるかどうかそこまでは分からないですけど、県のほうではそういう動きがあり、手続きを進める予定ではおります。

依田委員　はい。とてもいいもので、私も何度か見させてもらったんですけど、すごく素晴らしいです。国宝まではいかないのですか。

生涯学習課長　それは分からないです。

依田委員　そのくらいの価値はあるんじゃないかとおっしゃる方もいらっしゃるみたいで。

生涯学習課長　そうですね。見る人が見ると、という話もありますけど。

依田委員　ここから段階を踏んでということですね。

生涯学習課長　この資料の４枚目に答申理由というところで、これはもともとの研究の中で調査の中でも明らかになっていたなんですけども、万葉仮名から「かな」が成立する時期にあたってできたものかということと、平仮名の記録は国宝である土佐日記にありますけれども、これは藤原定家の臨模であり、それが刻まれた本物であるということで、あと（４）のところには「しけいと」という表記がありますけれども、これが刻まれている。あとは可能性の問題ですけれども、裏付ける可能性があると、この辺はあの研究者たちがあることなんで少し説明できないんですけどそのようなことです。

依田委員　例えば文化財に市で指定しましたってことで、こちらの甲州市の方で展示会とか、あるいはこれに関するなんかシンポジウムみたいなことを、発見して直後の時にあったと思いますけど、そういうものをまた改めてやってみないかってことは考えていますか。

生涯学習課長　これを機にまた皆さんに知っていただくような会は設けたいと思います。

依田委員　ありがとうございます。

教育長　それでは議案第２１号の甲州市指定文化財の指定につきましては、提案のとおり指定するものとしてよろしいでしょうか?

「はい」の声

教育長　ありがとうございます。それでは、提案のとおり指定するものといたします。

生涯学習課長　今後につきましては、指定するとなった時はその公示をしなさいということですので、その手続きを進めていたいと思います。それから先ほど話をしました県の方に申請の手続きを進めていきたいと思います。

［日程第3］

教育長　次に移ります。日程第３　秋季教育委員会学校訪問につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長　ではお願いいたします。令和６年度秋季教育委員会学校訪問についてという、両面の資料をご覧いただければと思います。例年ですと１日３校程度ということで６日間に分かれまして、各学校に出向いていただいて授業参観と学校経営状況を確認してきていただいたところであります。本年度につきましては、小学校の運動会を１０月１２日ということになりました。また中学生のエイムズ市の訪問が１０月１２日から１９日まで行われる予定となっております。以上のことから各学校、特に２学期については様々な行事が各学校で予定されており

ますので、その中をかいくぐって、皆さんに各学校を訪問いただくというところが時間的なところもあって難しいのではないかというところも考えられるところであります。そのため、本年度の開催方式につきましては、学校長と教務主任に市役所のほうにおいでいただいて、そこで、春季の学校訪問の際にお示しいただいた今年度の学校経営方針と重点取り組み教育課程につきまして、それぞれで中間報告をいただく会議にしたいと考えております。本年度新たに教員になりました新採用の先生方もおいでになるわけですが、そちらに関しましては、指導主事２人がその学校の方を訪問いただいて、授業参観をしたうえで、状況を確認いただくというような方法に、今年度ついては変えていきたいと考えているところであります。まず先ほど申し上げた、学校経営の状況報告会でございますが、日程的には４日で組ませていただきました。１０月１６日、これは後出てまいりますが、次回の教育委員会が始まる前に松里小学校に来ていただいて、そこで本年度の状況についての中間報告をいただきたいと考えております。その後１７、１８、それから２５ということで、各学校に来ていただいて、報告をいただきたいというふうに考えているところでございます。会場につきましては、市役所の２階第１会議室ですので、いつも教育委員会を行っている部屋、それと２５日に関しましては大変申し訳ありませんが地下の第３会議室、こちらの方で行いたいと考えております。裏面にまいりまして、（４）の日程ですが全体で５０分程度考えております。教育長のあいさつのあと学校の経営状況の説明を校長からで経営方針の進捗状況について教務主任からということでお願いしたいと思っております。その後、教育委員の皆様方から質疑であったり助言をいただく時間という形で、進めてまいりたいと考えております。また、本来であれば校長教頭教務主任３人見ていただいて、それぞれお話をいただけなければいけないところではあるのですが、管理職を含め、重要な方たちが全員学校を留守することができませんので、教頭については学校の方で、状況を確認いただくという形を取りたいと思っております。ただ、教頭につきましても現在の経営状況等の進捗状況については、Ａ４プリント各１枚程度にまとめていただいて、そのヒアリングには校長あるいは教務主任からそれを代読するような形で進めていきたいと考えております。それから、先ほど申しました指導主事による授業参観でありますが、新採用の教員、それから春季学校訪問の際にご覧いただけなかった先生方、あるいは各校長先生から見て欲しいということで依頼があった教職員について、指導主事が見て回るという形を取りたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長　それでは、教育総務課長より日程第３号について説明がありましたが、何かご質問等ありますか。昨年度とはちょっとやり方はかわりますが、１０月には運動会もあったりしますがよろしいですか。

「はい」の声

教育長　本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。
それでは、次回　第１０回定例教育委員会は１０月１６日午前１０時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長　それでは、次回　第１０回定例教育委員会は１０月１６日午前１０時から開催予定といたします。
以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。